

諮問日：令和5年5月19日（諮問第267号）

答申日：令和8年9月30日（答申第209号）

件 名：指導要録関係文書に係る不存在決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和4年11月13日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - （1）平成25年11月20日に仙台教育事務所を経由して名取市教育委員会からあった指導要録開示についての問い合わせに係る文書（以下「文書①」という。）
 - （2）平成28年1月21日に、気仙沼市教育委員会からあった指導要録開示の捉えについての問い合わせに係る文書（以下「文書②」という。）
- 2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る行政文書が存在しない理由を「請求対象となる行政文書は、保存年限1年の文書に該当し、すでに廃棄済みとなっており、現在保有していないため」として、令和4年11月25日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年2月18日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、処分庁がした本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び弁明書に対する反論書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 処分庁は、文書①及び文書②（以下「本件対象文書」という。）は保存年限1年の文書であるから、既に廃棄済みであると述べる。しかしながら、主務課は令和2年10月28日に「指導要録の開示について」（以下「令和2年度作成文書」という。）と題する文書を作成し、当該文書中において、

（ア）平成25年11月20日に仙台教育事務所を經由して名取市教育委員会から指導要録開示についての問い合わせがあったこと。

（イ）平成28年1月21日に気仙沼市教育委員会から指導要録開示の捉えについて問い合わせがあったこと。

を明らかにしている。

イ これらのことを当該文書にまとめるためには、通常、情報源である本件対象文書が必要となるものというべきであり、本件対象文書は早くとも令和2年10月28日頃には保有していたものと推認できる。

ウ したがって、作成又は取得後1年を超えて保有していたと認められ、保存年限1年の文書であることは、本件対象文書が廃棄済みであり、保有していないことの理由となり得ない。本件対象文書が存在しない合理的理由がなく、現在も本件対象文書を保有しているものと推認できる。よって、本件処分は取り消しを免れない。処分庁は改めて文書を探索の上、文書を特定し、開示又は非開示の決定等をすべきである。

(2) 反論書

ア 反論内容

審査庁自身も令和2年度作成文書が本件対象文書を参考に作成されたものであると述べるように、令和2年10月28日頃には本件対象文書は存在したのであって、上記保存年限の関係において、本件対象文書が存在しないとの主張には理由がない。

令和2年度作成文書が作成された後、本件対象文書は廃棄されたとするが、その時点において既に文書①については廃棄すべき時期から5年以上、文書②については2年以上が経過しており、本件対象文書が保存年限1年の文書であるとの主張自体、理由がないものと言わざるを得ない。またあえて同時期に本件対象文書を廃棄する合理的理由が存しない。

イ 再弁明の求め

本件対象文書が保存年限1年の文書であるのにもかかわらず、少なくとも令和2年10月28日頃まで存在した理由。

第4 実施機関の説明要旨

請求対象となる行政文書は問い合わせを受けた際の電話箋である可能性が高く、保存年限1年の文書に該当し、既に廃棄済みとなっており、現在保有していない。

令和2年度作成文書中、「2 これまでの経緯」に本件対象文書に記載されていたと思われる内容が記載されており、当時の担当者が本件対象文書を参考に、この文書を作成したものと思われる。

その後、課内における指導要録の開示に関する考え方等はこれまでの経緯も記載された令和2年度作成文書において、内容が共有されることとなったため、本件対象文書は令和2年度作成文書作成後、廃棄され、不存在である。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

- 2 本件対象文書について

本件審査請求に係る行政文書は、令和2年度作成文書中、「2 これまでの経緯」に記載された「平成25年11月20日 『指導要録開示について』の問い合わせ」及び「平成28年1月21日 『指導要録開示の捉えについて』の問い合わせ」に係る文書である。

- 3 本件対象文書の不存在について

- (1) 実施機関は、本件対象文書は保存年限1年の文書に該当し、既に廃棄済みとなっており、現在保有していないと説明している。

審査請求人は第3の2に記載のとおり主張していることから、実施機

関に対して、文書の探索の状況、文書の保存年限に係る規定及び廃棄の状況等について確認したところ、次のとおり回答があった。

ア 本件対象文書の原本又はその写しについて、開示請求のあった令和4年11月13日の後、書庫や電子データ等を探索したが存在を確認できなかった。

イ 実施機関は、宮城県教育庁本庁文書規程（昭和48年宮城県教育委員会訓令甲第2号。令和8年4月1日廃止。以下「規程」という。）に基づき文書管理を行っている。規程第36条及び第37条の規定に照らすと、本件対象文書は第5種「軽易な文書」に該当し、その保存年限は1年であると認められる。

ウ 軽易な文書の廃棄記録は作成していない。

なお、文書の廃棄は年度末に実施することが慣行となっているが、担当者の異動時に所管業務の書類を廃棄する場合や、不要となった時点で随時廃棄する場合もある。

エ 廃棄の記録はないものの、弁明書に記載のとおり令和2年度作成文書作成後、これにより本件対象文書の内容が共有されることとなったため廃棄されたものと考えられる。

（2）判断

審査請求人は、令和2年度作成文書に本件対象文書に係る記載があることから、本件対象文書は少なくとも令和2年10月頃までは存在していたのであり、保存年限1年の文書であることを理由として不存在とすることは不合理である旨主張する。

しかしながら、当該文書が一定期間保有されていた事実は認められるものの、それは結果として廃棄されていなかったに留まり、当該文書がその後も継続的に保存することが実務上の規範として確立していたことを示すものではない。

また、本件対象文書は保存年限1年の文書であり、本件開示請求が行われた時点では、既にその保存年限を相当期間経過していたものである。さらに、本件対象文書に係る経緯等は令和2年度作成文書に整理されており、同文書の作成により本件対象文書に係る経緯等は共有されることとなったものとして目的を達成し、本件対象文書が令和2年度作成文書の作成時点まで存在していたとしても、その後に廃棄されたとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

なお、その廃棄記録は作成されていないものの、軽易な文書に関して

廃棄記録が作成されないことは、文書管理の実務上十分に考えられるものである。そのほか、本件対象文書が現に存在することをうかがわせる具体的な事情は認められず、実施機関の説明を覆すに足りる事情もない。

したがって、実施機関が本件対象文書を保有していないとして不存在決定を行ったことに、不自然な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当であると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和５．５．１９	○ 諮問を受けた。(諮問第２６７号)
令和８．７．２３ (第４７４回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和８．８．１９ (第４７５回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和８年９月３０日現在）

氏 名	区 分	備 考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	